

共済だより

2023
Vol. 75



表紙の絵募集

素敵な絵をお待ちしています！（詳細は11ページ参照）

「冬のパリ」 北海道 小原 雅夫 さん

- ◆ 「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」を送付します
- ◆ 退職年金（新3階年金）の請求
- ◆ 〈保存版〉令和5年 年金カレンダー2023

令和
4年分

「公的年金等の源泉徴収票」を送付します

私学事業団から支給する老齢厚生年金などの老齢・退職の年金は、所得税法では「雑所得」として取り扱われ、課税対象になります。このため、これらの年金を受給している人には、所得税の徴収の有無にかかわらず源泉徴収票を交付しています。

該当する人には、「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」を同封しましたので、確定申告などの添付書類として使用してください。過去に遡って年金の決定をした人や、決定をやり直した人には、該当する年分の源泉徴収票を送付します。税務署で修正申告する際に使用してください。

注 私学事業団が交付する源泉徴収票には、**私学事業団が支給した額のみ**記載しています。

日本年金機構や公務員共済が支給した額は含まれていません。

なお、**次の人には源泉徴収票を同封していません。**

- 所得税法上、非課税である遺族の年金や障害の年金を受給している人
- 在職中などで令和4年中に年金の支給がなかった人
- 海外居住者

ただし、上記に該当する人でも、私学事業団が年間に支給した額の証明が必要な人は、年金第二課支給第一係にご相談ください。

▶ 確定申告の手続き

公的年金は年末調整ができないため、次の①から③のいずれかに該当する人は、確定申告で源泉徴収税額を精算する必要があります。

- ①源泉徴収票の対象となる公的年金等の収入金額が年間400万円を超える人
- ②公的年金等以外の所得（給与所得等）が年間20万円を超える人
- ③生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などにより、所得税の還付が受けられる人

確定申告期間：令和5年2月16日（木）から3月15日（水）

還付を受ける人は、令和5年1月から相談や申告書の提出が可能です。

確定申告場所：確定申告する時点での住所地を管轄する税務署（窓口の開庁日時や申告手続きの詳細は、税務署にお問い合わせください）

注 確定申告の対象とならない人でも、住民税の計算をするために市区町村への申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

▶ 源泉徴収票の送付住所（お願い）

源泉徴収票は、個人の年金支給額など重要な記録を記載しているため、**私学事業団に登録している住所以外には送付することができません**。新住所への再交付を希望する場合は、「年金受給権者 住所変更届」の余白に「源泉徴収票を新住所に再交付希望」と朱書きして住所変更を届け出てください。新住所宛てに源泉徴収票を再交付します。

住所変更の届け出は、7ページを参照してください。

源泉徴収票 Q&A

Q1

扶養している配偶者がいるのですが、「源泉控除対象配偶者（一般・老人）」の欄に★印がなく、「源泉控除対象配偶者」欄の氏名も空欄なのはなぜですか？

A1

今回送付した源泉徴収票は、令和3年に提出された「令和4年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます）の申告内容を表示しています。ただし、私学事業団の審査において所得見積額が超過している等の理由により、扶養親族等申告書で申告した配偶者や扶養親族、障害等を外している場合があります。源泉徴収票の記載内容が実態と異なる場合は、確定申告時に税務署へ申告してください。

なお、令和4年に提出された令和5年分の扶養親族等申告書は、令和6年1月に交付する「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」に反映されます。

Q2

支払金額とは、私が私学事業団に支払わなければならない金額ですか？

A2

年金者が私学事業団に支払う金額ではありません。支払金額とは、私学事業団が支給した令和4年2月定期支給期分から令和4年12月定期支給期分までを合計した金額です。

Q3

源泉徴収票をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A3

源泉徴収票の再交付を希望する場合は、電話にて私学事業団にお問い合わせください。私学事業団に登録している住所宛てに源泉徴収票を再交付します。

公的年金等の源泉徴収票がマイナポータルからも受け取れます

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」から、マイナポータルでも受け取れることとなりました。マイナポータルから受け取るには、私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金が決定された後の手続き等▶年金等給付にかかる課税】をご確認ください。

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きのワンストップ化、行政機関からのお知らせの確認等ができます。詳細はデジタル庁のマイナポータルホームページ (<https://myna.go.jp/>) をご覧ください。

退職年金(新3階年金)の請求

退職年金は、公的年金(厚生年金・共済年金)とは別に制度設計されている積立方式による年金です。平成27年10月以降の私学共済制度の加入者期間(70歳までの期間に限ります)を有している人が対象となり、次の受給要件①から③のすべてに該当したときに請求することができます。

該当した人には、請求書を送付しますので速やかに手続きをしてください。

受給要件

①引き続き1年以上の私学共済制度の加入者期間があること

(平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含まれます)

②65歳以上であること(※)

③退職していること(70歳みなし退職を含みます)

※ 本人の申し出により、60歳から繰り上げて受給することも、75歳まで(昭和27年4月1日以前生まれは70歳まで)繰り下げて受給することもできます。

送付時期

- 65歳以上で退職した場合は、退職した月の翌月の月末(学校等からの退職の届け出が遅れた場合は、加入者資格の喪失を私学事業団が確認した月の翌月の月末)
- すでに退職した人が65歳になる場合は、65歳到達月の前月の月末
- 70歳みなし退職の場合は、みなし退職日(誕生日の前々日)のある月の翌月の月末

注 外国に居住している人には請求書を送付することができませんので、上記受給要件①から③のすべてに該当する場合は、私学事業団に連絡してください。

受給方法

退職年金は「終身退職年金」と「有期退職年金」に分かれています。

「有期退職年金」には、支給期間20年、支給期間10年、選択一時金の3通りの受給方法があり、請求書に記載されている項目から選択していただきます。支給期間10年又は選択一時金は、給付事由が発生した時点から6か月以内に請求書を提出する場合に限り、選択できます。

なお、選択一時金で受給する場合は、請求書に同封している「退職所得の受給に関する申告書」に必要事項を記入して添付してください。その際、学校等から退職金等が支給されているときは、退職金等の「源泉徴収票」(※)の写しの添付も必要です。

※ 退職金等の支給があった時点では受給要件を満たしていない人でも、将来、有期退職年金を選択一時金として受給する場合に備えて、**退職金等の源泉徴収票は必ず保管**しておいてください。

注 年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると受給できなくなる場合がありますので注意してください。

加給年金額のしくみ

● 老齢・退職の年金

年金受給権者が次の①、②のいずれかの時点で、受給権者と生計維持関係のある 65 歳未満の配偶者又は 18 歳の年度末に達していない子、もしくは 20 歳未満であり厚生年金保険法による障害等級 1 級又は 2 級の障害状態にある子がいる場合に、受給権者からの届け出により老齢厚生年金や退職共済年金に加給年金額が加算されます。

- ①年金の算定基礎となる被保険者（加入者）期間が 20 年以上あり、表の年齢に達したとき
- ②表の年齢に達しており、65 歳又は退職（70 歳みなし退職を含みます）に伴う改定等により初めて年金の算定基礎となる被保険者（加入者）期間が 20 年以上になったとき

「被保険者（加入者）期間が 20 年以上」とは被用者年金制度一元化前（平成 27 年 9 月以前）の退職共済年金については、私学共済単独で 20 年以上あることが必要です。一元化後の老齢厚生年金については、すべての厚生年金保険（一般（民間被用者等）、国共済、地共済、私学共済）の被保険者期間を合算して 20 年以上あれば足り、被保険者期間が最も長い実施機関に届け出をすることになります。

表

生年月日	年齢
昭和 16 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 16 年 4 月 2 日～ 18 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 18 年 4 月 2 日～ 20 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～ 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～ 24 年 4 月 1 日	64 歳
昭和 24 年 4 月 2 日以後	65 歳

● 障害の年金

障害等級 1 級又は 2 級の年金受給権者が次の①、②のいずれかの時点で、受給権者と生計維持関係のある 65 歳未満の配偶者がいる場合に、受給権者からの届け出により障害厚生年金や障害共済年金に加給年金額が加算されます。

- ①障害厚生年金や障害共済年金の受給権を取得したとき
- ②障害厚生年金や障害共済年金の受給権を取得した後に、婚姻や配偶者の収入減少等により加給年金額の対象者が生じたとき

老齢・退職の年金と障害の年金に共通する「生計維持関係のある」とは生計を共にしている配偶者や子の年間収入が 850 万円未満である場合、又は年間所得が 655 万 5 千円未満である場合に、生計を維持しているものと認められます。

● 加給年金額の失権

加給年金額は、①配偶者が 65 歳に達したとき、②対象者である子が 18 歳の年度末（障害がある場合は 20 歳）に達したとき、③対象者が死亡したとき、④対象者との生計維持関係がなくなったとき、⑤対象者と離婚・離縁したときに失権します。③から⑤に該当したときは、速やかに私学事業団まで連絡してください。

なお、①に該当したときには、配偶者が受給する国民年金の老齢基礎年金に「振替加算」が加算される場合があります。詳しくは、日本年金機構（お近くの年金事務所等）にお問い合わせください。

特例的な繰下げみなし増額の導入 (令和5年4月1日施行)

令和5年度より、老齢厚生年金を70歳から80歳未満の間に請求し、かつ請求時点において支給繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、請求から5年前の日に繰下げ申出があったものとして年金額を増額して支給する制度が始まります。

● 対象者

昭和27年4月2日以後生まれの人（受給権発生が平成29年4月1日以降の人）

● 請求手続き

これまで同様、年金請求書の提出が必要です。要件に該当する場合は、私学事業団に連絡をして取り寄せるか、私学共済ホームページからダウンロード（令和5年4月掲載予定）してください。

なお、退職等年金給付における退職年金についても同様の制度が始まります。

ご連絡ください【年金受給権の失権】

年金受給権者が死亡したときや、遺族厚生（共済）年金受給権者が再婚したとき（事実上の婚姻関係を含みます）は、年金の受給権がなくなります。連絡が遅くなると年金が過払いとなり、後日返還していただく可能性がありますので、私学事業団まで速やかに連絡してください。

● 年金受給権者が死亡したとき

死亡の連絡を受けた際に家族の状況等を確認し、「未支給年金請求書（兼死亡届）」、「遺族厚生年金請求書」等の必要書類を送付します。状況によって未支給年金や遺族厚生年金が支給される場合があります。

注1 年金は死亡した日の属する月分まで支給されます。死亡した時点でまだ受け取っていない年金（未支給年金）がある場合には、生計を同じくしていた3親等以内の親族に支給することになります。

また、死亡した年金受給権者の配偶者等で一定の要件に該当する場合は、遺族厚生年金が支給されます。

注2 請求書等の事前の送付は行っていませんので、ご了承ください。

● 遺族の年金の受給権者が再婚したとき

再婚により年金が失権することを知らなかったためご本人からの届け出が遅れ、過払いが高額になるケースが発生しています。ご注意ください。

遺族の年金は、受給権者の再婚、また次の①から③のいずれかに該当する場合にも失権しますので、手続きが必要になります。

①直系血族、直系姻族以外の人の子になったとき

②離縁（養子縁組を解消）したとき

③受給権者である障害等級1級又は2級の子・孫が障害の状態でなくなったとき（18歳到達年度末から20歳未満の間）

年金の受取金融機関を変更するときは

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届」（以下「受取機関・氏名変更届」といいます）に必要事項を記入し、次の①、②のいずれかを行ったうえで提出してください。

①通帳又はキャッシュカードの写しや口座情報画面を印刷したもの（口座名義のカナ、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が確認できる部分）を添付する。

ゆうちょ銀行の場合、加えて利用欄の「振替口座開設（送金機能）」に○印が付いていることが確認できる部分も添付する。

②変更後の金融機関から「受取機関・氏名変更届」へ口座証明を受ける。

●**変更処理には1か月程度かかります。**定期支給期の前月や当月に届け出をした場合、事務手続きが間に合わず、変更前の口座に振り込まれる可能性があります。**新しい口座に入金されたことを確認するまで、変更前の口座は解約しないでください。**

●他の実施機関で受給している一元化後の厚生年金の受取口座についても変更を希望する場合、「受取機関・氏名変更届」の「受取機関を変更する年金」欄に対象の年金コードを記入することにより、ワンストップサービスの対象となります（処理期間は実施機関により異なります）。

住所を変更するときは

●日本国内での引っ越し

①住民基本台帳ネットワークシステムの情報による変更

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます）の情報により私学事業団が住民票の変更を確認できる場合、届け出は原則不要です。ただし、変更後の住民票の住所を私学事業団が登録するまでに、実際の住民票の異動（転居）から3、4か月かかります。登録までの間は旧住所宛てに郵便物を送付しますので、最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きを行ってください。

なお、住民基本台帳法により、転入した日から14日以内に市区町村へ転居や転入の届け出をすることが義務付けられています。期限内に住民票の届け出を行ってください。

②届け出による変更

「年金受給権者 住所変更届」を提出してください。

私学事業団が住基ネットで住所変更を確認できない場合は、併せて確認資料（住民票の添付やマイナンバー等）の提出をお願いします。なお、変更処理には1か月程度かかります。

届け出による住民票住所の変更については、ワンストップサービスの対象です。

●日本国外への引っ越し・日本国外での引っ越し

国外住所の登録についてはワンストップサービスの対象外のため、私学事業団だけでなく、**年金の支給を受けているすべての実施機関に対して手続きが必要です。**受給している年金の種類や日本国外にいる期間、引っ越し先の国によって手続きする内容が異なります。各実施機関に電話にてご相談ください。

ワンストップサービスとは

年金事務所又は共済組合のいずれか1か所に届け出をすれば、他の実施機関で受給しているすべての厚生年金について処理がされるサービスです。

私学共済ホームページをリニューアルしました

https://www.pmac.shigaku.go.jp/ 私学共済 検索

私学共済ホームページをより使いやすく、親しみを持っていただくために、設計やデザインを見直しました。共済制度に関する疑問点やお得な情報の入手に、ぜひご活用ください。

また、緊急時や災害にかかる対応も随時更新して掲載しています。

主な変更点

- 新たに年金受給者・加入者・事務担当者を対象とした利用者別のページを設置しました。
- 対象者ごとのお知らせページや手続き等の項目を掲載し、調べたい情報を探しやすくしています。また、利用の多い情報を目的別にピックアップしました。

リニューアル後

トップページから「年金受給者向け」のボタンをクリックしてください。

The image shows a screenshot of the PMAC website. At the top, there is a navigation bar with the PMAC logo and the text '日本私立学校振興・共済事業団 私学共済事業'. Below this, there are links for 'English Guide', 'サイトマップ', 'サイト内検索', and a search box labeled 'googleカスタム検索'. The main navigation menu includes '加入者向け', '年金受給者向け', '事務担当者向け', '私学共済事業のご案内', '様式用紙等ダウンロード', and 'よくある質問(Q&A)'. The '年金受給者向け' button is highlighted with a red box. Below the navigation menu, there is a section for '重要なお知らせ' (Important Notice) and 'お知らせ' (Notice). The 'お知らせ' section contains several notices with dates and categories like '加入者' and '年金受給者'. A red box highlights the '年金受給者向け' page, which shows a notice titled 'お知らせ' and a list of notices with dates and categories.

私学事業団の宿泊施設

新型コロナウイルス感染症への対応

宿泊施設（ガーデンパレス・宿泊所・保養所）では、安心して宿泊していただくため、徹底した感染予防対策に努めています。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、状況により掲載の宿泊プラン等の内容に変更が生じることがあります。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

志賀高原

やまゆり荘



☎0269(34)2102

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148

【アクセス】JR「長野」駅東口から、「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

志賀高原に向かう急行バス（長野駅発着）は冬タイヤに切り替わりました。1998年の長野五輪の会場になり、18のスキー場があるウインタースポーツのメッカ“志賀高原”の季節の到来です。

志賀高原の雪質はパウダースノーでウインタースポーツに最適ですが、雪原の樹氷などの景観美を求める散策もおすすめです。

この冬はぜひ志賀高原へお越しください。



志賀高原の樹氷

◆1泊2食付き宿泊プラン

1名1室／1名様	9,100円～
2名1室／1名様	8,500円～
3～4名1室／1名様	8,000円～

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

Gp 札幌カーテンパレス



☎011(261)5311(代表)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目
<https://www.hotelgp-sapporo.com>

【アクセス】JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分

支笏洞爺国立公園にある定山溪温泉は、札幌中心部から車で約1時間の場所にある、渓谷の温泉郷です。自然の豊かさを感じつつ、雪景色を眺めながらの屋外での温泉入浴は格別です。

ガーデンパレスから定山溪温泉に足を延ばしてみませんか。



定山溪温泉郷

◆札幌たびストーリー

デラックスツインルーム

1泊朝食付（2名1室／1名様）..... 5,250円～

トリプルルーム（ソファベッド1台使用）

1泊朝食付（3名1室／1名様）..... 4,500円～

取扱期間：令和5年3月31日まで

（2月4日～2月11日・ホテル指定日を除きます）

- アーリーチェックイン12時・レイトチェックアウト12時(最大24時間ステイ)
 - 10階以上・北海道庁赤レンガ向きのお部屋
 - 道内の温泉入浴剤プレゼント
 - 未就学児の宿泊料無料(食事はつきません)
- ※ベッドを単独で使用する場合を除きます。



- ご予約・お問い合わせは、各施設でお電話により承ります。
- 私学共済ホームページ【しがくのやど】からもご予約いただけます。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



おうち時間での食べ方を工夫しましょう

東京臨海病院 栄養科 管理栄養士 まつもと りょうこ 松本 涼子

新しい生活様式という言葉が出てから、健康状態に応じた生活習慣を心がける機会が増え、「おうち時間」が占める割合が多くなりました。今回は、おうち時間での食べ方の工夫を紹介します。



おうち時間での食生活を振り返りましょう

自宅で過ごす時間が増える中で、食生活のスタイルに変化はありましたか。次の変化パターンのうち、どちらの割合が増えたかを振り返りましょう。

パターンA

- 外食が減った（減塩効果、摂取エネルギーダウンの可能性あり）。
- 自炊が増え食事のバランスが良くなった。
- 定時で1日3回食事ができる日が増えた。
- 欠食の頻度が減った。
- 活動量が減った分、食事調整をしている。
- 野菜・海藻・きのこ類を意識して摂取するようになった。

パターンB

- 食べ過ぎていることに気づかない。
- お取り寄せが多くなった。
- 嗜好優先の食品選択になった。
- 間食の量、頻度が増えた。
- デリバリーでは多く頼んでしまう。
- どうか食い又は欠食の日が増えた。
- 特定の食品を単品で食べるようになった。
- 「ながら食べ」をするようになった。

パターンBの割合が多いと、健康へのマイナス要因となる食習慣の乱れが増えている可能性があります。

セルフプランを立ててみましょう

～六つのヒント～



体重や腹囲が増えているときは食事量調整や活動負荷を検討してみる。

以前と比べて増えた食品のジャンルを確認し、塩分過多、エネルギー摂取過剰になっていないか、食品選択の見直しをしてみる。

在宅が多い等、活動量が少ないときは「腹八分目」を意識してみる。

携帯や電子機器のタイマー機能で、規則正しくなるよう食事時間を決める。

嗜好優先の飲食をした翌日は、バランス食を心がけ、野菜・海藻・きのこ類中心の食事にする。

間食は、「小さいサイズにする」、「1日1回」等、継続できるルールを決める。

新しい生活様式を見据えて、食習慣のセルフプランを立てることは、おうち時間の有効活用と食べ方の工夫につながります。まずはできることから始めてみましょう。

読

者

の

ペ

ー

ジ

の

ペ

ー

ジ

の

ペ

ー

ジ

の

ペ

ー

ジ

の

ペ

ー

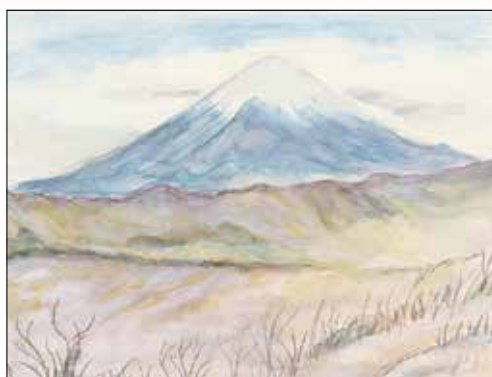
ジ

たくさんのご応募
ありがとうございます
ございました



「ピエロファミリ」

愛知県 小野 和伸さん



「冬枯れの頃の富士山」

神奈川県 原 八重子さん

短歌

オリオンの おだやか いっしか天に舞いのぼり
新しき年 おだやか 平穏ならむ

兵庫県 田中 安夫さん

町内の 除雪終りて ショベルカー
地響きたてて 夜の町いく

青森県 藤田とし子さん

俳句

振り返る ほどに音澄む 寒夜かな

広島県 藤井 茂基さん

川柳

老いの日々 こなせる用事 日に一つ

埼玉県 野村 繁雄さん

年金は ボランティアと 医療費へ

北海道 福田 勝洋さん

久しぶり 先ずは病気の 話から

愛知県 山本 享市さん

苦も楽も 二人で分けて 今がある

愛媛県 窪田 利定さん

作品募集

募集対象者 年金者の作品に限ります。
作品に以下の①から③を書き添えてください。
①年金証書記号番号
②年金受給権者の氏名
③住所

表紙絵 『共済だより』の表紙を飾ってみませんか。
6・10・1月号にふさわしい絵がありましたら、
ぜひご応募ください。
▶作品サイズ B4判程度で横長のもの
▶作品の裏に「絵のタイトル」を記入してください。
▶水彩・油彩・版画など種類は問いません。

短歌・俳句・川柳・絵手紙
テーマは自由です。

写真 写真にまつわるエピソードと一緒に、とっておきの一枚をお送りください。

文章作品 趣味や日課、最近の出来事などテーマは自由です。
200から400字程度にまとめてお寄せください。

- * 掲載させていただいた人には図書カードをお贈りします。
- * 作品は私学共済ホームページにも掲載します。
- * 掲載時、匿名を希望する人は、その旨を書き添えてください。
- * 応募作品は原則返却しません。返却を希望する場合は、その旨を書き添えてください。
- * 作品の選考・掲載に関するお問い合わせは、ご遠慮ください。
- * 応募の際にいただいた個人情報については、図書カードの送付にのみ使用します。

送付先
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 広報相談センター 作品募集係

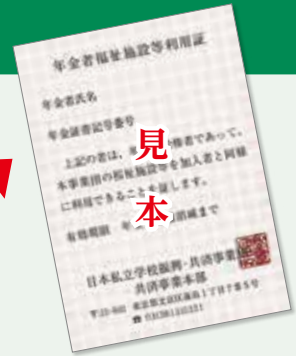
ご利用
ください

福祉事業のご案内

- 私学事業団では各種割引事業等を行っています。
- 利用の際は、指定された場所や窓口で「年金者福祉施設等利用証」を提示してください(一部利用方法が異なる場合があります)。

「年金者福祉施設等利用証」は、「年金者のしおり」の巻末(平成27年9月以前に年金決定した人は「年金証書綴」)に綴っています。

- 各種割引や契約施設の内容及び利用方法等は、各ガーデンパレス共済業務課又は福祉部保健課へお問い合わせください。
- 割引事業には適用除外があります。詳しくは利用店にお問い合わせください。



- 1 百貨店割引
- 2 専門店割引
- 3 葬祭店割引
- 4 レンタカー割引
- 5 公演(国立劇場・国立演芸場・国立能楽堂・国立文楽劇場・明治座・光藍社・ホリプロ) 入場券割引
- 6 日本棋院(囲碁センター)優待割引
- 7 相互利用契約施設(文部科学省共済組合、公立学校共済組合)の宿泊費の割引
- 8 健康増進宿泊施設の利用(補助はありません)
- 9 通信講座・通信研修の割引斡旋
- 10 健康増進・介護相談サービス
東京臨海病院医療福祉相談室
☎ 0120(684)550

- 11 人間ドック契約健診施設の割引(利用(補助はありません))
- 12 旅行会社のパック旅行の割引^(※1)
- 13 スポーツクラブの直営・提携施設を契約料金で利用(私学年金者本人のみ)^(※2)
 - ・コナミスポーツクラブ 0570(000)573
 - ・セントラルスポーツ corporate@central.co.jp
 - ・ルネサンス 03(5600)5399
 - ・ティップネス houjin@tipness.co.jp
 - ・ゴールドジム 03(3645)9830
 - ・メガロス 03(5334)8600

※1 ⑫の取扱旅行会社は、JTB・日本旅行・近畿日本ツーリスト・東武トップツアーズ・HISの5社です。詳細は、各旅行会社にお問い合わせください。

※2 詳細はホームページをご確認ください。

〈個人情報〉

私学事業団では、専門店・旅行会社・レンタカー等(以下「割引契約先」といいます)と加入者や私学年金者が利用する際の割引契約を締結しています。割引契約先は利用者の本人確認のために、指定する場所や窓口で「加入者証」や「年金者福祉施設等利用証」等の提示を求めていることになっていますが、提示された名前や加入者番号・年金証書記号番号等の個人情報については、割引契約以外の目的で使用できないことになっています。

私学事業団が年金者の皆様に対し 会費の振り込みをお願いすることは一切ありません

日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)は、厚生年金保険の実施機関として、法律に基づき私学共済に加入していた期間にかかる年金を支給する団体です。

「全国私学共済年金者連盟」や「私学共済年金全国協議会」は、私学共済年金受給者が運営している任意加入の団体で、私学事業団とは別の団体です。

「共済だより」は、6月、10月、1月に発行します

「共済だより」は、私学事業団から年金についてのお知らせや健康増進・福祉事業・宿泊施設のご案内などをするための広報誌です。私学共済の年金を決定したすべての人を対象としていますので、在職中等の理由で年金が全額停止となっている人にも送付しています。

共済だより 第75号
令和5年1月1日発行

編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321(代表)